

介護給付費等請求に係る留意事項について

大阪府国民健康保険団体連合会
介護保険室 介護保険課

2021.02

1.概要等

概要

本資料は、介護給付費等にかかる請求で、間違いの多い事項(初回加算・初期加算)について掲載したものととなります。

請求を行う前に、算定要件等をご確認うえ、正しい請求を行っていただきますようお願いいたします。

※連合会の審査にて、請求いただいた内容に疑義がある場合、事業所様へお問合せさせていただくことがございます。その際は、ご協力の程よろしく申し上げます。また、確認後、請求が誤っていた場合、給付実績の取下げ(過誤)の必要がありますので、ご注意ください。

項目

※項目をクリックすると、該当ページが表示されます。

2.初回加算について

- ①[居宅介護支援・介護予防支援](#)
- ②[訪問介護](#)
- ③[訪問看護](#)

3.初期加算について

- ①[介護老人福祉施設](#)
- ②[認知症対応型共同生活介護](#)
- ③[小規模多機能型居宅介護](#)
- ④[定期巡回・随時対応型訪問介護看護](#)

4.その他について

- ①[月包括の請求について](#)
- ②[緊急時訪問看護加算・特別管理加算](#)

2.初回加算の算定について

居宅介護支援・介護予防支援

初回加算の算定要件

1. 新規に居宅サービス計画を作成する場合
2. 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合
3. 要介護認定区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合

介護報酬通知(平12老企36号)・第3の9
初回加算について

Point!

- Q1 初回加算において、新規に居宅サービス計画を作成する場合の「新規」の考え方について示されたい。(平成21年3月23日[55]62)
- A1 契約の有無に関わらず、当該利用者について、**過去2月以上**、当該居宅介護支援事業所において居宅介護支援を提供しておらず、居宅介護支援を算定されていない場合に、当該利用者に対して居宅サービス計画を作成した場合を指す。なお、介護予防支援における初回加算についても同様の扱いとする。
- Q2 介護予防支援事業所を委託している居宅介護支援事業所が変更となった場合についても、初回加算を算定することができるか。また、転居等により介護予防支援事業所が変更となった場合はどうか。(平成18年3月27日[31]10)
- A2 前者のケースについては、委託された居宅支援事業所は変更になっても、当該介護予防事業所として初めて当該利用者を担当するわけではないので、初回加算を算定することはできない。また、後者のように、転居等により介護予防支援事業所が変更となった場合については、介護予防支援事業所として初めて当該利用者を担当するわけなので、初回加算を算定することが可能である。

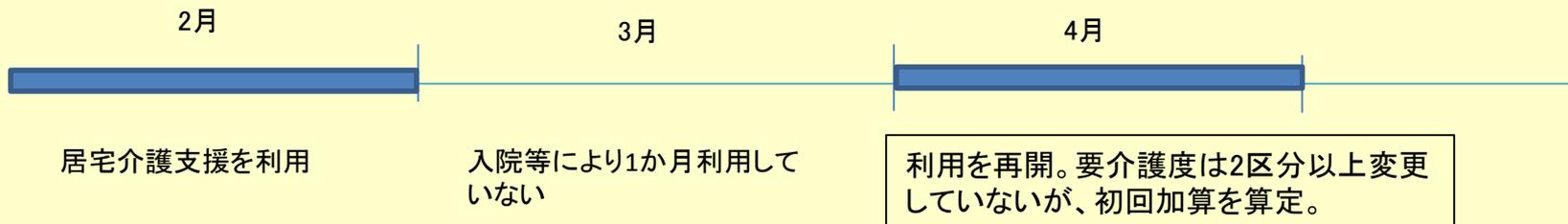
2.初回加算の算定について

居宅介護支援・介護予防支援

初回加算を誤って算定している例: 1

居宅介護支援をそれまで行っていたが、施設入所や医療機関への入院等で1か月居宅介護支援を行って
いなかった。退院後等に利用を再開したため初回加算を算定している。

(例)居宅介護支援を利用しているが、3月は入院のため居宅介護支援を利用していなかった。退院後、4月から居宅介護支
援の利用を再開し、4月に初回加算を算定している場合



過去2ヶ月以上の間に当該事業所にて利用があるため、
初回加算は算定できません。

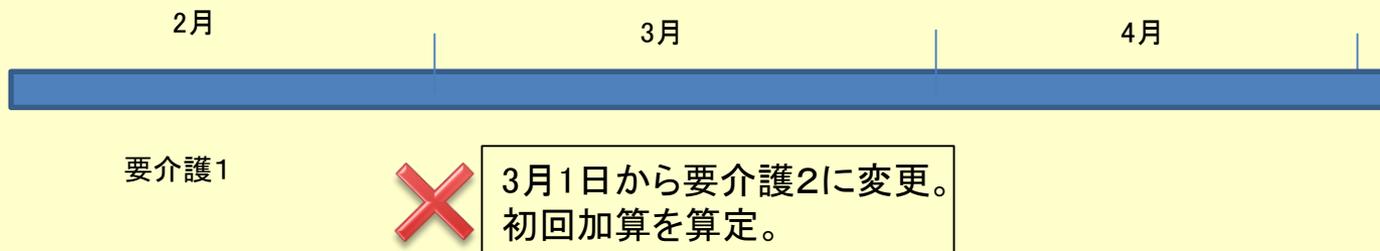
2.初回加算の算定について

居宅介護支援・介護予防支援

初回加算を誤って算定している例:2

要介護区分が1区分変更となったため、初回加算を算定している。

(例)3月1日から要介護1→要介護2になり、3月に初回加算を算定している。



要介護認定区分が要介護1→要介護2 の1区分の変更であるため、初回加算は算定できません。
要介護認定区分が2区分以上変更され、居宅サービス計画を作成する場合に初回加算が算定できます。

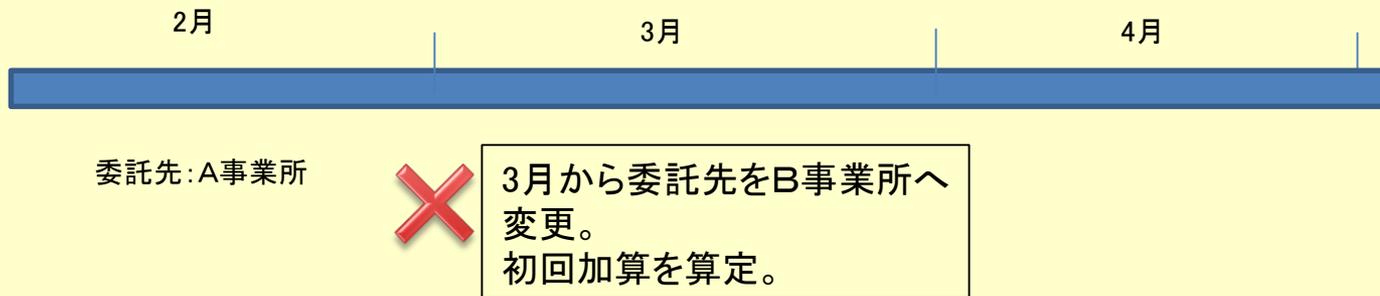
2.初回加算の算定について

居宅介護支援・介護予防支援

初回加算を誤って算定している例:3

介護予防支援で、居宅介護支援事業所に居宅サービス計画を委託しているが、委託先支援事業所が変更となったために初回加算を算定している。

(例)地域包括支援センターが2月サービス分までA事業所に委託していたが、3月サービス分からB事業所に委託先を変更した場合。



委託先が変更となっても、地域包括支援センター(介護予防支援事業所)としては、利用者を初めて担当するわけではないので、初回加算は算定できません。

2.初回加算の算定について

居宅介護支援・介護予防支援

初回加算を誤って算定している例:6

初回加算と退院・退所加算を同時算定している。

(例)入院していた利用者が3月15日に退院するため、居宅サービスを利用するにあたり病院等の職員と面談を行い、情報提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し利用に関する調整を行ったため、3月サービスで退院・退所加算を算定したが、その際に同時に初回加算も算定した場合。

3月15日 退院

4月

情報提供を受けて居宅
サービス計画を作成、調整。



3月の請求明細書において退院・退所加算
を算定した際に、
同時に初回加算を算定。

退院・退所加算と初回加算は同時算定できません。
この場合は、3月の請求明細書を過誤取下げし、どちらの加算をとるかをご判断のうえ再請求してください。

2.初回加算の算定について

訪問介護

○留意事項

以下の場合、**初回加算を算定できません**。

- ①要介護認定区分が2区分変更となったので初回加算を算定した。
- ②訪問介護の間隔が2月以上(暦月単位ではなく)空いたので算定した。
(例)1月5日訪問介護の次に3月25日の訪問介護で初回加算を算定した。
訪問介護は2月のみ請求がない。よって過去2月間(暦月)に提供を受けていない場合に当たらないので算定不可。
- ③初回月に初回加算を付け忘れたので2月目に算定した。
- ④1月目、2月目連続して初回加算の算定をした。

Point!

○初回加算を算定する場合を具体的に示されたい。(平成21年3月23日[55]33)

初回加算は過去2月に当該指定訪問介護事業所から指定訪問介護の提供を受けていない場合に算定されるが、この場合の「2月」とは**暦月(月の初日から月の末日まで)**によるものとする。

したがって、例えば、4月15日に利用者に指定訪問介護を行った場合、初回加算が算定できるのは、同年の2月1日以降に当該事業所から指定訪問介護の提供を受けていない場合となる。

また、次の点にも留意すること。

- ① 初回加算は同一月内で複数の事業所が算定することも可能であること。
- ② 一体的に運営している指定介護予防訪問介護事業所の利用実績は問わないこと。(介護予防訪問介護費の算定時においても同様である。)

[注:介護予防訪問介護については総合事業に移行]

報酬告示

指定訪問介護事業所において、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った場合又は当該指定訪問介護事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。
本加算は、利用者が過去2月間(暦月)に当該指定訪問介護事業所から指定訪問介護の提供を受けていない場合に算定するものである。

2.初回加算の算定について

訪問看護

○留意事項

以下の場合、初回加算を算定できません。

①要介護認定区分が変更になった。

(要介護区分が2区分変更になっても、算定できません。

ただし、要支援から要介護、要介護から要支援に変更になった場合は算定できます。)※1

②初回月に初回加算を付け忘れたため2月目に算定した。

③1月目、2月目連続して初回加算の算定をした。

④訪問看護を利用した月が2月以上(暦月)空いていない状態で算定した。

(例 1月に利用→2月・3月利用がなく、4月に利用がある場合は、4月に初回加算が算定できます)※2

⑤退院時共同指導加算と初回加算を同時に算定した。(※Point参照)

報酬告示

介護報酬通知〔平12老企36号・第2の4(21)〕

初回加算について

本加算は、利用者が過去2月間(暦月)において、当該訪問看護事業所から訪問看護(医療保険の訪問看護を含む。)の提供を受けていない場合であって、新たに訪問看護計画書を作成した場合に算定する。

Point!

<初回加算と退院時共同指導加算について>

退院時共同指導加算について、①(前略)当該加算は、初回の訪問看護を実施した日に算定すること。(介護報酬通知〔平12老企36号・第2の4(22)〕①)とされ、初回加算と算定する日が同じ場合は、算定ができません。

しかし、訪問看護の利用→月途中で入院・入所→同月に退院・退所があった場合、初回加算を算定した後に退院時共同指導加算を算定したことになり、同じ日に算定したことにはならないので、どちらも算定することができます。

2.初回加算の算定について

訪問介護・訪問看護(参考)

※1

要支援

(予防訪問介護・看護)

要介護

(訪問介護・看護)

算定できる

※例外として、算定できない場合もあります。

要介護1

要介護3

要支援1

要支援2

算定できない

要介護区分が2区分以上変更になっても算定できません。
(算定できるのは、居宅(予防)介護支援の初回加算です。)

※2

(例 1月に利用→2月・3月利用がなく、4月に利用がある場合は、4月に初回加算が算定できます。)

1月 ○

2月 ×

3月 ×

4月 ○

月単位で2月間
利用がない場合、
4月に算定でき
ます。

間違いが多い例

1月5日に利用

↓

次回が3月25日に利用

月単位で2月間空い
ていないので、3月
には算定できません。
※単に2か月空いて
いるだけでは算定でき
ません。

3.初期加算の算定について

介護老人福祉施設

○留意事項(例)

短期入所生活介護の退所日の翌日から介護老人福祉施設に入居して短期入所生活介護の入所実日数と介護老人福祉施設の初期加算の合計が30日を超えている場合

例) サービス月 令和2年9月分



短期入所生活介護

入所日 令和2年8月28日

退所日 令和2年9月5日

9日



介護老人福祉施設

入所日 令和2年9月6日

退所日 なし(入所中)

25日

【理由】

介護老人福祉施設からの初期加算25回算定で請求を行った場合、上記例では、短期入所生活介護の利用日数9日となっているため、初期加算は $30 - 9 = 21$ 回の算定となります。

3.初期加算の算定について

介護老人福祉施設

Point!

<初期加算>

入所した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。30日を超える病院又は診療所への入院後に再び入所した場合も、同様とする。

初期加算は、当該利用者が過去3月間(ただし、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の場合は過去1月間とする。)の間に、当該介護老人福祉施設に入居したことがない場合に限り算定することができることとする。

なお、当該指定介護老人福祉施設の短期入所生活介護を利用していた者が日を空けることなく引き続き当該施設に入所した場合は(短期入所から退所した翌日に当該施設に入所した場合を含む。)については、初期加算は入所直前の短期入所生活介護の利用日数を30日から控除した得た日数に限り算定するものとする。

3.初期加算の算定について

認知症対応型共同生活介護

○留意事項(例)

短期利用認知症対応型共同生活介護の退所日の翌日から認知症対応型共同生活に入居して短期利用認知症対応型共同生活介護の入所実日数と認知症対応型共同生活の初期加算の合計が30日を超えた場合

例) サービス月 令和2年9月分



【理由】

認知症対応型共同生活の事業所が初期加算25回で請求を行った場合、短期利用認知症対応型共同生活介護の利用日数が9日のため、初期加算は $30 - 9 = 21$ 回の算定となります。

3.初期加算の算定について

認知症対応型共同生活介護

Point!

<初期加算>

入所した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。30日を超える病院又は診療所への入院後に再び入所した場合も、同様とする。

初期加算は、当該利用者が過去3月間(ただし、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の場合は過去1月間とする。)の間に、当該事業所に入居したことがない場合に限り算定することができることとする。

なお、短期利用認知症対応型共同生活介護を利用していた者が日を空けることなく引き続き当該認知症対応型共同生活に入所した場合は(短期利用認知症対応型共同生活介護の利用を終了した翌日に当該認知症対応型共同生事業所に入所した場合を含む。)については、初期加算は入所直前の短期利用認知症対応型共同生活介護の利用日数を30日から控除した得た日数に限り算定するものとする。

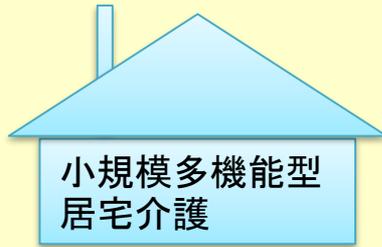
3.初期加算の算定について

小規模多機能型居宅介護

○留意事項(例)

サービス開始日から30日を超えて初期加算を算定した場合

例) サービス月 令和2年10月分



小規模多機能型居宅介護

具体例) 令和2年9月分で初期加算を21回算定しており、10月分で
初期加算を10回算定した場合

サービス開始日 令和2年9月10日

【理由】

令和2年9月分においてサービス開始日が9月10日のため、9月10日が基準日となり、その日から30日以内が初期加算を算定できる期間となっています。(例)のように、既に令和2年9月分で初期加算を21回算定していた場合、10月分で算定できる初期加算は9回までとなりますが、10月分で10回算定したため、誤りとなります。

3.初期加算の算定について

小規模多機能型居宅介護

Point!

<初期加算>

指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として1日につき所定単位数を加算する。

登録日とは、利用者が小規模多機能型居宅介護事業者と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問又は宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日とする。また、登録終了日とは、利用者が小規模多機能型居宅介護事業者との間の利用契約を終了した日とする。

介護給付費請求書・明細書の記載要領

<サービス開始日>

被保険者に対し、サービス提供を開始した日付を記載すること。前月以前から継続している場合は記載しないこと。

なお、小規模多機能型居宅介護(短期利用を除く)、介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用を除く)又は看護小規模多機能型居宅介護(短期利用を除く)においては、前月以前から継続している場合においても、前月以前のサービス提供開始日を記載すること。

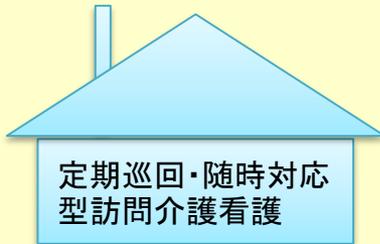
3.初期加算の算定について

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

○留意事項(例)

サービス開始日から30日を超えて初期加算を算定した場合

例) サービス月令和2年10月分



サービス開始日 令和2年9月10日

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

具体例) 令和2年9月分で初期加算を21回算定しており、10月分で
初期加算を10回算定した場合

【理由】

令和2年9月分においてサービス開始日が9月10日のため、9月10日が基準日となり、その日から30日以内が初期加算を算定できる期間となっています。(例)のように、既に令和2年9月分で初期加算を21回算定していた場合、10月分で算定できる初期加算は9回までとなりますが、10月分で10回算定したので、誤りとなります。

Point!

<初期加算>

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用を開始した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。30日超える病院又は診療所への入院後に指定定期巡回・随時対応型訪問介護の利用を再び開始した場合も、同様とする。

4.その他について

月包括の請求について

○留意事項(例)【※介護予防通所リハビリテーションの場合】

介護予防通所リハビリテーションで月内に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の利用及び介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居があり月包括で算定がある。

○月額包括報酬の日割り請求にかかる適用については次ページのとおり

- ・以下の対象事由に該当する場合、日割りで算定する。該当しない場合は、月額包括報酬で算定する。
- ・日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間(※)に応じた日数による日割りとする。
具体的には、用意された日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定する。

※サービス算定対象期間:月の途中に開始した場合は、起算日から月末までの期間

月の途中に終了した場合は、月初から起算日までの期間

4.その他について

<対象事由と起算日>

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2	
介護予防通所リハ (介護予防特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型を含む)	・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)	変更日	
	・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除	契約日	
	開始	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居(※1)	退居日の翌日
	・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1)	契約解除日の翌日	
	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1)	退所日の翌日	
	・公費適用の有効期間開始	開始日	
	・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日	
	終了	・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)	変更日
	・区分変更(要支援→要介護)	契約解除日	
	・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)		
	・事業廃止(指定有効期間満了)	(廃止・満了日)	
	・事業所指定効力停止の開始	(開始日)	
	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居 (※1)	入居日の前日	
	・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始 (※1)	サービス提供日(通い、訪問又は宿泊)の前日	
	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所(※1)	入所日の前日	
・公費適用の有効期間終了	終了日		

※1 ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。

なお、保険者とは、政令市又は広域連合の場合は、構成市区町村ではなく、政令市又は広域連合を示す。

※2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。

4.その他について

緊急時訪問看護加算・特別管理加算

○留意事項(例)
二つの事業所が同一月に算定した場合

例) サービス月 令和2年10月分



緊急時訪問看護加算算定



緊急時訪問看護加算算定

【理由】

同一被保険者・同一サービス提供年月では一つの事業所のみが緊急時訪問看護加算を算定できます。
なお、当該加算は予防サービスも含めて一事業所が一回のみ、当該月第1回目の訪問日に算定できます。
特別管理加算も同様の扱いとなります。(緊急時訪問看護加算と特別管理加算はそれぞれ算定できます。)

Point!

< 緊急時訪問看護加算 >

緊急時訪問看護加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できる。このため、緊急時訪問看護加算に係る訪問看護を受けようとする利用者に説明するに当たっては、当該利用者に対して、他の事業所から緊急時訪問看護加算に係る訪問看護を受けていないか確認すること。

< 特別管理加算 >

特別管理加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できる。なお、2か所以上の事業所から訪問看護を利用する場合については、その分配は事業所相互の合議に委ねられる。